第

689

묵



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1996年) 平成8年 1 0月 18日 金曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## <sup>企</sup>堅ろう資産の償却可能限度額の特例

○ : 当社の工場用建物は、鉄筋コンクリート造ですが、その帳簿価額は、当期末において取得価額の5%に達します。

このような建物については、その帳簿価額が1円に達するまで償却できるそうですが、 当社の場合、翌期以降においてもこのまま法 定耐用年数を適用して償却限度額の計算をし てよろしいでしょうか。

A:鉄筋コンクリート造の建物等堅ろうな 資産については、所轄税務署長の認定を受け ることを条件に備忘価額の1円に達するまで 償却することができます。

この場合、その帳簿価額から1円を控除した金額を認定を受けた期間にあん分して償却することになります。

## 【解説】

堅ろうな建物等は、その法定耐用年数を経過してもなお使用されている場合が多く、また、これらの建物等の取壊しに当たっては多額の費用が必要とされるため、取壊し費用が残存価額を上回るということもあります。

このような点から、一定の建物等については、帳簿価額が取得価額の5%に達した場合でも、なお事業の用に供されている限り、更に帳簿価額が1円に達するまで償却することができるという特例があります。

、ただし、この特例の適用を受けようとする 場合には、その受けようとする事業年度開始 の日の前日までに申請書を所轄税務署長に提 出して認定を受けなければなりません。

